（事故発生の防止及び発生時の対応）

第四十条　介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

一　事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三　事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2　介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3　介護医療院は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4　介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第四十一条　介護医療院は、介護医療院サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

第四十二条　介護医療院は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2　介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一　施設サービス計画

二　第十二条第四項の規定による居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

三　第十三条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

四　第十六条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

五　第二十五条の規定による市町村への通知に係る記録

六　第三十八条第二項の規定による苦情の内容等の記録

七　第四十条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五章　ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第一節　この章の趣旨及び基本方針

（この章の趣旨）

第四十三条　第二条、第三章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第四十五条及び第四十九条において同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。以下同じ。）の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（基本方針）

第四十四条　ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいてその入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2　ユニット型介護医療院は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二節　施設及び設備に関する基準

（厚生労働省令で定める施設）

第四十五条　ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設を有しなければならない。

一　ユニット

二　診察室

三　処置室

四　機能訓練室

五　浴室

六　サービス・ステーション

七　調理室

八　洗濯室又は洗濯場

九　汚物処理室

2　前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

一　ユニット

イ　療養室

(1)　一の療養室の定員は、一人とすること。ただし、入居者への介護医療院サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2)　療養室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居者の定員は、おおむね十人以下としなければならない。

(3)　一の療養室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(i)　十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(ii)　ユニットに属さない療養室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、療養室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(4)　地階に設けてはならないこと。

(5)　一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(6)　入居者のプライバシーの確保に配慮した療養床を設けること。

(7)　ナース・コールを設けること。

ロ　共同生活室

(1)　共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2)　一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3)　必要な設備及び備品を備えること。

ハ　洗面設備

(1)　療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2)　身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ニ　便所

療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

二　診察室

イ　診察室は、次に掲げる施設を有すること。

(1)　医師が診察を行う施設

(2)　臨床検査施設

(3)　調剤を行う施設

ロ　イ(2)の規定にかかわらず、検体検査の業務を委託する場合にあっては、当該検体検査に係る設備を設けないことができる。